平成２７年（フ）第２０１号
兵庫県芦屋市竹園町５番17号
債務者　ヘアーサロンツカハラこと　塚原　徹也
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２１１号
兵庫県西宮市田代町６番３号　コーポ北口３号、前住所兵庫県西宮市丸橋町８番82号
債務者　瀬上　活也
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２１７号
兵庫県尼崎市武庫町３丁目４番18号　パティオ武庫之荘405号
債務者　立ち呑み処やっさんこと　安武　功子
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２６１号
兵庫県尼崎市潮江２丁目39番14号、前住所大阪府豊能郡能勢町宿野142番地の18
債務者　後　　修治
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５１８号
千葉県野田市木間ケ瀬5359番地92
債務者　飯島　富子
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１５９号
千葉県柏市大島田601番地
債務者　浦邉真千子
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１６８号
千葉県松戸市樋野口885番地　グランピニエール401号
債務者　蒲地　　豊
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１７１号
千葉県松戸市根木内386番地の４　バーズアイヒルズⅡ103号
債務者　雨澤　慎悟
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１８９号
千葉県柏市松葉町６丁目28番地３　ナリッシュスクエア102号
債務者　家根　孝幸
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２１８号
千葉県柏市高田1264番地４　レジデンス清和105号
債務者　三浦　勝好
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第９４号
兵庫県西宮市上甲子園４丁目13番24号　ハイツ鶯203号
債務者　鍋島めぐみ
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１９９号
兵庫県西宮市浜町10番２－101号、前住所兵庫県西宮市甲子園口４丁目11番17号
債務者　岸田　光正
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２３１号
兵庫県尼崎市富松町４丁目29番12号　松田ハイツ204号、前住所兵庫県尼崎市塚口町２丁目33番地の12
債務者　加地　明美
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２４８号
兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目33番12―110号、前住所兵庫県尼崎市善法寺町６番37号
文化２Ｆ
債務者　並川　**靜**子
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１１号
徳島県阿南市桑野町中野128番地６
債務者　山田　公子
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２７年（フ）第５７号
佐賀県西松浦郡有田町南原丁153番地　南川原県営住宅Ａ３－24号
債務者　大久保伸一
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部